## 横浜地域調達情報

令和7年9月9日公表 調達番号:横25142号

件名:CD-R等の購入【概算総価】(緑警察署)

見積書提出期限:令和7年9月18日(正午) 見積書提出場所:調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番•規格	同等品 の可否	数量	単位	納入期限	納入場所		
1	別紙のとおり					令和7年10月1日				

## 特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積金額は1単位あたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 5 契約締結後は、請書の提出を依頼する。
- 6 その他詳細は、別添「仕様書」のとおり。

## 同等品の確認の連絡先

所属	緑警察署					
担当者	村上 由香里					
電話 FAX	045-932-0110 内線231 045-932-0110					

						別紙
項番	品名	メーカー	型番·規格	同等品 の可否	数量	単位
1	CD-R	マクセル	700MB 20枚入り 薄型ケース入り CDR700S.WP.S1P20S	可	2	パック
2	DVD-R	マクセル	DRD47WPD20S	可	2	パック
3	BD-R	Verbatim	VBR130RP10V1	可	2	パック
4	SDHCカード	エレコム	16GB MF-FS016GU13V3R	可	5	枚
5	USBメモリ	SanDisk	16GB SDCZ73-016G-G46	可	80	本
6	USBメモリ	グリーンハウス	32GB GH-UF3LA32G-WH	可	40	本
7	インクボトル	エプソン	YAD-BK ブラック	否	2	本
8	インクボトル	エプソン	HAR-C シアン	否	2	本
9	インクボトル	エプソン	HAR-M マゼンタ	否	2	本
10	インクボトル	エプソン	HAR-Y イエロー	否	2	本
11	インクボトル	エプソン	KENーMBーL マットブラック	否	22	本
12	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L フォトブラック	否	22	本
13	インクボトル	エプソン	TAK-C-L シアン	否	22	本
14	インクボトル	エプソン	TAK-M-L マゼンタ	否	22	本
15	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L イエロー	否	22	本
16	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	5	個
17	印画紙	キャノン	SD201L400	可	40	箱
18	両面上質普通紙	エプソン	KA4250NPDR A4 250枚入り	可	15	パック
19	FAX用インクフィルム	パナソニック	KX-FAN190V 15m 5本入り	否	5	箱

## 仕 様 書

1 件名

CD-R等の購入【概算総価】

2 契約期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで ただし、発注期間は令和7年10月1日から令和8年3月21日までとする。

3 品目及び規格

別紙のとおり

4 契約方法

単価契約とする。

5 納入場所

緑警察署(横浜市緑区中山4-36-13) 1階会計課事務室

- 6 発注から納入までの流れ
  - (1) 随時(概ね、月1回程度)、書面、ファクシミリ又は電子メールで発注するので、 発注日の翌日から起算して10日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起 算して10日後が、「神奈川県の休日に定める条例」に規定する休日にあたる場合は、 その翌開庁日を納入期限とする。
  - (2) 納入の際には、物品とともに、「納品書」(宛名、納入場所、納品年月日、商号、代表者役職氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載)を提出すること。
  - (3) 納入品に不適格品があった場合は、直ちに代替品を再納入すること。
  - (4) 納入には、低公害車(神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。)を使用し、エコドライブ(同指針2(5)に規定する「エコドライブ)をいう。)を実施すること。
- 7 代金の支払い等

受注者は、1カ月分の納入数量を取りまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

なお、発注者は受注者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

8 その他

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発

注者側の都合による場合を除き、遅行期限の翌日から起算して遅延日数1日につき年 2.5%の割合で計算した違約金を徴する。

※ (1) 及び(2) に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ (<a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/</a>)を参照。